

UNHCR 執行委員会

結論 第 94 号 (LIII) - 2002 年 -

2002 年 10 月 8 日

庇護の文民的および人道的性格に関する結論

執行委員会は、

難民の安全を脅かす軍事攻撃または武力攻撃その他の脅威（難民キャンプおよび難民居留地における武装分子¹の潜入および存在を含む）が発生し続けていることを依然として深刻に懸念し、

国際難民法、国際人権法および国際人道法の関連規定を想起し、

南部アフリカ等の難民キャンプおよび難民居留地への軍事攻撃に関する結論第 27 号 (XXXIII) および結論第 32 号 (XXXIV)、難民の身体の安全に関する結論第 72 号 (XLIV)、難民キャンプおよび難民居留地に対する軍事攻撃または武力攻撃に関する結論第 48 号 (XXXVIII)、子どもおよび青少年の難民に関する結論第 47 号 (XXXVIII) および結論第 84 号 (XLVII)、ならびに、難民女性および国際的保護に関する結論第 64 号 (XLI) を想起し、

また、国際連合安全保障理事会決議 S/RES/1208 (1998 年) および S/RES/1296 (2000 年) ならびに武力紛争における文民の保護に関する 2 件の国際連合事務総長報告書²も想起するとともに、特に、難民キャンプおよび難民居留地の安全の増進に関してそこで行われている勧告に留意し、

難民の国際保護に関する世界協議 (Global Consultations on International Protection) を背景として行われた庇護の文民的性格に関する議論³を歓迎し、

庇護の文民的および人道的性格を維持するための実効的な活動戦略の特定を目的とした、いくつかの国際会議⁴が最近行われたことに留意し、

難民キャンプおよび難民居留地は完全に文民的かつ人道的な性質のものであるべきこと、アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律する 1969 年の OAU 条約および多数の執行委員会結論で述べられているように、庇護は平和的かつ人道的な行為であって、他国はこれを非友好的行為ととらえるべきではないこと、および、難民自身を含むすべての主体は、難民キャンプおよび難民居留地の平和的かつ人道的な性質を確保するに際して協力する義務を有することをあらためて指摘し、

難民キャンプまたは難民居留地における武装分子の存在、政府軍または組織的武装集団

による徴集および訓練、純粋に人道的理由から難民集団を収容するために設置されたこのようなキャンプを戦争捕虜の抑留のために使用すること、ならびに、軍事的目的を推進する目的で難民状況を不当に利用するその他の形態の行為は、難民（特に女性および子ども）を深刻な物理的危険にさらす可能性が高く、恒久的解決（特に自主帰還であるが、庇護国社会への統合も含む）の実現を阻害し、庇護の文民のおよび人道的性格を危うくするとともに、国の安全および国家間関係を脅かす場合もあることを認識し、

子どもおよび青少年の難民の特別な保護のニーズ（これらの難民は、特に難民が武装分子と混在しているキャンプで生活している場合に、政府軍または組織的武装集団による徴集の被害をとりわけ受けやすい）を認識し、

国、UNHCR および他の関連の主体が、安全および治安に関わる配慮を、難民を生じさせる緊急事態（refugee emergency）の発生から難民キャンプの運営に至るまでのプロセスに包括的に統合することの重要性を再確認し、

- (a) 特に、難民キャンプおよび難民居留地を国境から合理的に離れた場所に設置するためにあらゆる努力を払うこと、法と秩序を維持すること、難民キャンプおよび難民居留地への武器の流入を抑制すること、戦争捕虜の抑留のためにこれらのキャンプおよび居留地が利用されないようにすること、ならびに、武装分子の武装解除を行うことおよび戦闘員を特定し、分離しかつ抑留することによって庇護の文民のおよび人道的性格を確保する第一次的責任は、受入国にあることを認める。
- (b) 難民受入国に対し、難民キャンプがその文民的性格と両立しない目的のために利用されることを防止することにより、難民キャンプの文民のおよび人道的性格を尊重するよう促す。
- (c) 庇護の文民のおよび人道的性格の尊重を確保するために国がとる対応において、特に以下の原則が指針とされるべきことを勧告する。
 - (i) 庇護を求める権利およびノン・ルフールマンの基本原則の尊重は、いかなる時にも維持されるべきである。
 - (ii) 武装分子の武装解除ならびに戦闘員の特定、分離および抑留のための措置は、可能な限り早期に（できれば、入国地点で、または新規到着者が最初に収容される、受入れセンター／一時収容トランジットセンターで）とられるべきである。
 - (iii) 戦闘員の早期の特定および分離を容易にするため、新規到着者の登録は慎重なスクリーニング・プロセスによって実施されるべきである。
 - (iv) 難民キャンプおよび難民居留地は、武装分子の潜入を阻止するための十分な治安確保体制および法と秩序の強化の利益を享受できるべきである。
 - (v) 特定され、武装を解除され、かつ難民集団から分離された戦闘員は、国境からの安全距離に設置された施設に収容で抑留されるべきである。

- (vi) 難民としての地位が集団単位で付与される場合、戦闘員の家族構成員のうち文民である者は難民として扱われるべきであり、戦闘員とともに抑留されるべきではない。
- (vii) 戦闘員は、軍事活動を真正にかつ恒久的に放棄したことが当局によって合理的期間内に立証されるまで、庇護希望者と考えられるべきではない。軍事活動の放棄が立証された時は、庇護を希望する元戦闘員が難民認定基準を満たしていることを確認保する目的で、個別の難民認定のための特別手続きが用意されるべきである。難民認定手続きの際には、国際保護に値しない者によって庇護制度が濫用されないようにするため、1951年難民条約第1条F項に最大限の注意を払うことが求められる。
- (viii) 元子ども兵士は、特にその動員解除およびリハビリテーションとの関連で、特別な保護および援助のための措置からの利益を享受できるべきである。
- (ix) 必要な場合、受入国は、UNHCRの援助を得て、国際的な難民保護に値しない者を除外するための、集団認定に関する運用ガイドラインを策定するべきである。

[訳者注/サイト上の原文には(i)~(ix)の番号がないが、(d)では番号がついていることが前提となっているため、番号を付した。]

- (d) 前掲(c)(ii)に加え、UNHCRに対し、各国、国際連合事務局諸機関 ~~(entities and agencies)~~ および ICRC 等の関係団体と協議しながら、武装分子の武装解除ならびに戦闘員の特定、分離および抑留のための措置の策定（関連の手続きおよび基準を明確化することも含む）を支援するための専門家会合を開催するとともに、達成された進展について執行委員会に報告するよう、求める。
- (e) 各国に対し、保護・養育者のいない子どもおよび主たる保護・養育者と離別した子どもは他の子どもよりもなおいっそう徴集の被害を受けやすいことを考慮しながら、政府軍または組織的武装集団による難民（特に子ども）の徴集を防止するための措置がとられることを確保するよう、求める。
- (f) 関連の国際連合諸機関および地域機関に対し、それぞれの任務を遂行するに際して、ならびに国際社会一般に対し、国際的な連帯、協力および負担・責任分担の原則にしたがって、庇護の文民的および人道的性格の維持に関して受入国を支援・援助するために十分な資源を動員するよう、求める。
- (g) UNHCR および国際連合平和維持活動局に対し、この複雑な問題のあらゆる側面についての連携を増進させるとともに、適当な時には、受入国の同意を得て、現地の状況を明らかにし、難民集団にとっての治安上の脅威を評価し、かつ適当な実際の対応を検討するための学際的評価チームを、危機が発生しつつある地域に派遣するよう、求める。

(h) UNHCR に対し、保護および現地活動に関する専門的知見を適宜活用しながら、特に各国が難民の身体的安全および尊厳を確保できるよう援助することによって難民キャンプにおける不安定性に対応するための UNHCR 自身の組織的力量を、関連の協力機関と協議しながらどのように発展させていけるかについて、模索するよう求める。

¹ 本結論の適用上、「武装分子」(armed elements)の語は難民問題の文脈における総称として用いられており、戦闘員および武器を携行携帯する文民の双方を指す。同様に、本結論の適用上、「戦闘員」(combatants)の語は、国際的武力紛争であるか非国際的武力紛争であるかに関わらず敵対行為に積極的に参加する者であって、庇護国に入国した者を包含する。

² S/1999/957; S/2001/331.

³ EC/GC/01/8/Rev.1.

⁴ 難民キャンプの安全保障における国際警察の可能性に関するワークショップ (Workshop on the Potential of International Police in Refugee Camp Security、オタワ、カナダ、2001年3月)、難民の地位、難民キャンプおよびその他の難民所在地の文民のおよび人道的性格の維持に関する地域シンポジウム (Regional Symposium on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Refugee Status, Camps and other locations、プレトリア、南アフリカ、2001年2月)、難民キャンプの安全保障における軍の役割の模索に関する国際セミナー (ロンドン、イギリス、2001年7月)。